

## その他の取組・会員に向けた取組

### 市町村域における公益的な取組の支援

社会福祉法第24条第2項の規定に基づき、平成28年4月から、地域における公益的な取組の実施が法人の責務として位置づけられ、社会福祉法人の地域における公益的な取組への更なる期待が高まる中、**複数法人の連携による取組も行われています。**

本事業では、市町村域における複数法人による取組の検討や実施・拡充を**個別支援・助成等**により支援し、公益的な取組の更なる推進と地域の福祉課題の解決につなげることを目的としています。

### 助成金額

1団体（複数法人）あたり上限10万円  
※事業にかかる必要対象経費総額の2分の1まで

会員施設・社協が複数ある場合、  
1施設・社協あたり1万円を加算  
することができます。

### 食料支援

会員施設・社協に**食料**（カップ麺やレトルトカレー、パックご飯等）を送付しています。会員施設・社協では受け取った食料を緊急的な食料支援に活用しています。



また、**子ども食堂**や**フードパントリー**へお渡しするなど、**あんしんセーフティネット**事業以外でも活用し、**困窮者支援**に役立てていただいています。

### 文房具支援



学習支援、**フードパントリー**、**子ども食堂**を利用する子ども（世帯）の**学び**を応援するとともに、**推進協事業及び社会福祉法人の周知**を図るため、**文房具・チラシ**の配布を行っています。



## 社会福祉法人とは・・・

社会福祉法人は、社会福祉法等に基づき、高齢者、障害者、児童等の各種支援など、様々な社会福祉事業を行うことを目的に設立された民間の非営利法人です。

公益性  
地域社会のための活動を行う

非営利性  
利益を目的としていない

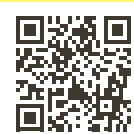
安定性  
安心して相談利用できる

## 会員数

（令和5年8月現在）

老人福祉施設	129施設
障害者福祉施設	44施設
その他種別施設（保育、児童、母子等）	66施設
市町村社協	62社協

詳しくは  
推進協議会  
ホームページを  
ご覧ください。



埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 事務局  
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 生活支援課

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ  
TEL 048-822-1249

# 埼玉県社会福祉法人 社会貢献活動 推進協議会



埼玉県内の社会福祉法人が協働し、  
社会貢献活動に取り組んでいます。

